

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
報告第3号	専決処分事項の報告について	3
議案第16号	廿日市市まちづくり推進基金の設置、管理及び 処分に関する条例	5
議案第17号	廿日市市ふるさと応援基金の設置、管理及び処 分に関する条例	7
議案第18号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例	9
議案第19号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	11
議案第20号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部 を改正する条例	13
議案第21号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一 部を改正する条例	15
議案第22号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正す る条例	23
議案第23号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	27
議案第24号	廿日市市水道事業における布設工事監督者等に 関する条例の一部を改正する条例	29
議案第25号	はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃 止する条例	31
議案第26号	廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止する条 例	33
議案第38号	過疎地域自立促進計画の変更について	35
議案第39号	市道路線の認定及び廃止について	37
議案第40号	損害賠償の額を定めることについて	39
議案第41号	工事請負契約の締結について	41

議案第 4 2 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 4 3
議案第 4 3 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	…… 4 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	…… 4 7

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成30年議案第87号により契約を締結することについて議決を得た大野東部公園整備工事(土地造成)の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるもので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
311,040,000円	321,022,440円	9,982,440円

3 専決処分年月日

平成31年1月18日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第3号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成31年1月6日廿日市消防署の職員が、救急搬送用務のため、廿日市市串戸一丁目地内で、救急車を方向転換するため右後方へ後退した際、同車左前部が付近民地内に駐車してあった小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 199,954円

3 専決処分年月日

平成31年2月8日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第16号)

廿日市市まちづくり推進基金の設置、管理及び処分に関する
条例

(財 政 課)

1 制定の理由

市民の連帯の強化及びまちづくりの推進に要する経費の財源に充てるため、廿日市市まちづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧ 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 17 号)

廿日市市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例

(財 政 課)

1 制定の理由

ふるさと納税制度を活用して廿日市市に寄附された寄附金を、適正に管理し、寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 関係条例の廃止

廿日市市ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する。

4 施行期日

公布の日。ただし、3は、平成31年3月30日

5 根拠法令

議案第16号説明書に同じ。

(議案第 18 号)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

学校教育法の一部が改正され、専門職大学が創設されることに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
職員の自己啓発等休業に関する条例	引用条項を整理する。
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	技術管理者の資格要件に、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を加える。
廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例	水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を加える。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(議案第 19 号)

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

第 6 次総合計画に基づく重点施策の推進に向け、施策マネジメント機能の一層の強化を図ることなどを目的として、分権政策部を経営企画部にしようとするものである。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

(議案第 20 号)

廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

(行政経営改革推進課)

1 提案の要旨

市の建物の壁面等を活用した有料広告事業を導入することに伴い、広告の掲出を目的とする壁面等の使用に係る使用料を次のとおり定めようとするものである。

区 分	使 用 料 月 額
建物の壁面等のうち、市が指定する場所を使用して広告を掲出する場合の使用料	1 平方メートル当たり 15,000 円以内で市長が定める額に 100 分の 108 を乗じて得た額

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 21 号)

廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する
条例

行政経営改革推進課 財 政 課
地 域 政 策 課 協 働 推 進 課
人権・男女共同推進課 産 業 振 興 課
観 光 課 宮島水族館経営課
吉和魅惑の里企画室 農 林 水 産 課
環 境 政 策 課 廃棄物対策課
福 祉 総 務 課 高 齢 介 護 課
健 康 推 進 課 維 持 管 理 課
下 水 道 課 教 育 委 員 会
水 道 局

1 提案の要旨

- (1) 使用料、手数料等について、受益者負担の適正化を図る目的で、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる使用料等の額を改定しようとするものである。

条 例	使用料等
廿日市市手数料条例	事務手数料
廿日市市市民センター条例	施設使用料
廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市福祉健康増進保養センター設置及	施設利用料金

び管理条例	
廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例	施設利用料金及び施設使用料
廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例	施設利用料金及び施設使用料
廿日市市健康増進施設設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例	施設利用料金及び施設使用料
廿日市市火葬場設置及び管理条例	火葬場使用料
廿日市市地域保健センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市公園条例	定期利用券
廿日市市歴史民俗資料館条例	入館料

- (2) 消費税法等の一部が改正され、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる使用料等の額を改定しようとするものである。

条 例	使用料等
廿日市市行政財産の使用料に関する条例	建物を使用する場合の使用料及び土地を使用する場合の使用料

廿日市市市民活動センター条例	施設使用料
廿日市市佐方会館設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市産業交流センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市吉和オートガルデン設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市宮浜温泉水供給条例	配湯設備使用料、基本使用料、超過使用料及びメーター使用料
廿日市市宮島栈橋旅客ターミナル条例	施設使用料
宮島水族館設置及び管理条例	入館料
廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例	施設利用料金
極楽寺山憩の森施設設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市漁港管理条例	施設使用料
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料及びし尿処理手数料
廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例	施設使用料

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市休日・夜間急患診療所条例	事務手数料
廿日市市吉和診療所条例	事務手数料
廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市自転車等の放置防止に関する条例	移送手数料
廿日市市道路占用料徴収条例	道路占用料
廿日市市公園条例	公園使用料及び施設利用料金
廿日市市港湾施設管理条例	施設使用料
廿日市市小規模下水道条例	小規模下水道使用料
廿日市市下水道条例	公共下水道使用料
廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例	農業集落排水処理施設使用料
廿日市市立学校施設使用条例	施設使用料
廿日市市社会体育施設設置及び管理条例	施設使用料

はつかいち文化ホール設置及び管理条例	施設利用料金
はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市サッカー場設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例	施設利用料金
はつかいち市民図書館設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市上水道事業給水条例	水道料金、メーター使用料及び施設整備納付金

(3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成31年10月1日。ただし、1の(3)については平成31年4月1日、1の(1)の廿日市市手数料条例に定める事務手数料のうち、建築関係に係る額の改定については、建築基準法の一部を改正する法律附則第1条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(2) 漁港漁場整備法

第 3 5 条 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

(3) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第 6 条

⑤ 第 1 項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第 3 項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

(4) 道路法

第 3 9 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りではない。

② 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 3 5 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(5) 下水道法

第 2 0 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

(6) 水道法

第 1 4 条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その

他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

(議案第 22 号)

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

(環境政策課)

1 改正の理由

第三霊峯墓苑を設置し、その使用料等について規定するとともに、地元管理組合で管理を行っている一部の市営墓地について、公の施設としての墓地を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 第三霊峯墓苑の名称、位置及び主要施設

ア 名 称	第三霊峯墓苑
イ 位 置	廿日市市宮内 3995 番地
ウ 主要施設	樹木葬墓、合葬墓

(2) 使用期間

区 分	使用期間	備 考
樹木葬墓	30 年	市長の許可を受けて使用期間を更新することができる。
合葬墓	永年	

(3) 使用許可を受けることができる者

区 分	要 件
樹木葬墓及び合葬墓	ア 本市に住所を有する者であること。ただし、死亡時に本市に住所を有した者の焼骨を埋蔵しようとする者は、この限りでない。 イ 焼骨を保有していること。 ウ 祭祀を主宰する者であること。 エ 現に市営墓地において墓所又は樹木葬墓を使用していないこと。 オ 生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けていないこと（樹木葬墓の場合に限る。）。

合葬墓 (生前申込み)	ア 本市に引き続き 1 年以上住所を有する者であること。 イ 年齢が 70 歳以上の者であること。 ウ 現に市営墓地において墓所又は樹木葬墓を使用していないこと。
----------------	--

(4) 使用料

区 分	単 位	使用料
樹木葬墓 (使用許可)	1 区画につき 30 年間	250,000 円
樹木葬墓 (更新許可)	1 区画につき 30 年間	50,000 円
合葬墓	1 体につき 永年	50,000 円

(5) 管理料

区 分	単 位	管理料
樹木葬墓	1 区画につき 3 年ごとに	12,000 円

(6) 公の施設としての墓地の廃止

中空墓苑及び裏ヶ嶽墓苑について、公の施設としての墓地を廃止する。

(7) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日。ただし、2 の (6) については、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について

は、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 23 号)

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

廿日市市保健福祉研修センターの会議室を改修し、児童福祉事業の用に供することに伴い、当該会議室を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 2 4 号)

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の
一部を改正する条例

(水 道 局)

1 提案の要旨

技術士法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者の資格要件が改められることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 根拠法令

水道法

第 1 2 条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

② 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第 1 9 条

③ 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(議案第 25 号)

はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例

(観 光 課)

1 提案の要旨

はつかいちアルカディアを廃止し、当該施設を再整備するため、はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 23 号説明書に同じ。

(議案第 26 号)

廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止する条例

(障 害 福 祉 課)

1 提案の要旨

児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを行う事業所が増加し、所期の目的が達成されたことに伴い、障害児放課後クラブ事業を終了するため、廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 38 号)

過疎地域自立促進計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、宮島公衆トイレ改修事業、消防通信指令管制システム整備事業、消防艇係留施設整備事業及び宮島福祉センター施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 産業の振興の計画に宮島公衆トイレ改修事業を加える。
- (2) 生活環境の整備の計画に消防通信指令管制システム整備事業及び消防艇係留施設整備事業を加える。
- (3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の計画に宮島福祉センター施設整備事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

- ⑦ 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 39 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置した新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
1 4 2 2	第 1 森 宗 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1 4 2 3	堂 垣 内 広 池 山 線	
1 4 2 4	総 合 病 院 連 絡 線	
1 4 2 5	鰯 浜 1 1 号 路 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1 4 2 6	鰯 浜 1 2 号 路 線	
4 0 1 9	赤 崎 3 号 線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
4 6 6 9	筏 津 5 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 7 0	橋 本 2 号 線	

4 6 7 1	原 ノ 前 8 号 線
---------	-------------

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃 止 す る 路 線		廃 止 の 理 由
番 号	路 線 名	
5 9 1	鰯 浜 2 号 支 線	路線が重複することとなるため
4 0 1 9	赤 崎 3 号 線	

2 根拠法令

道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

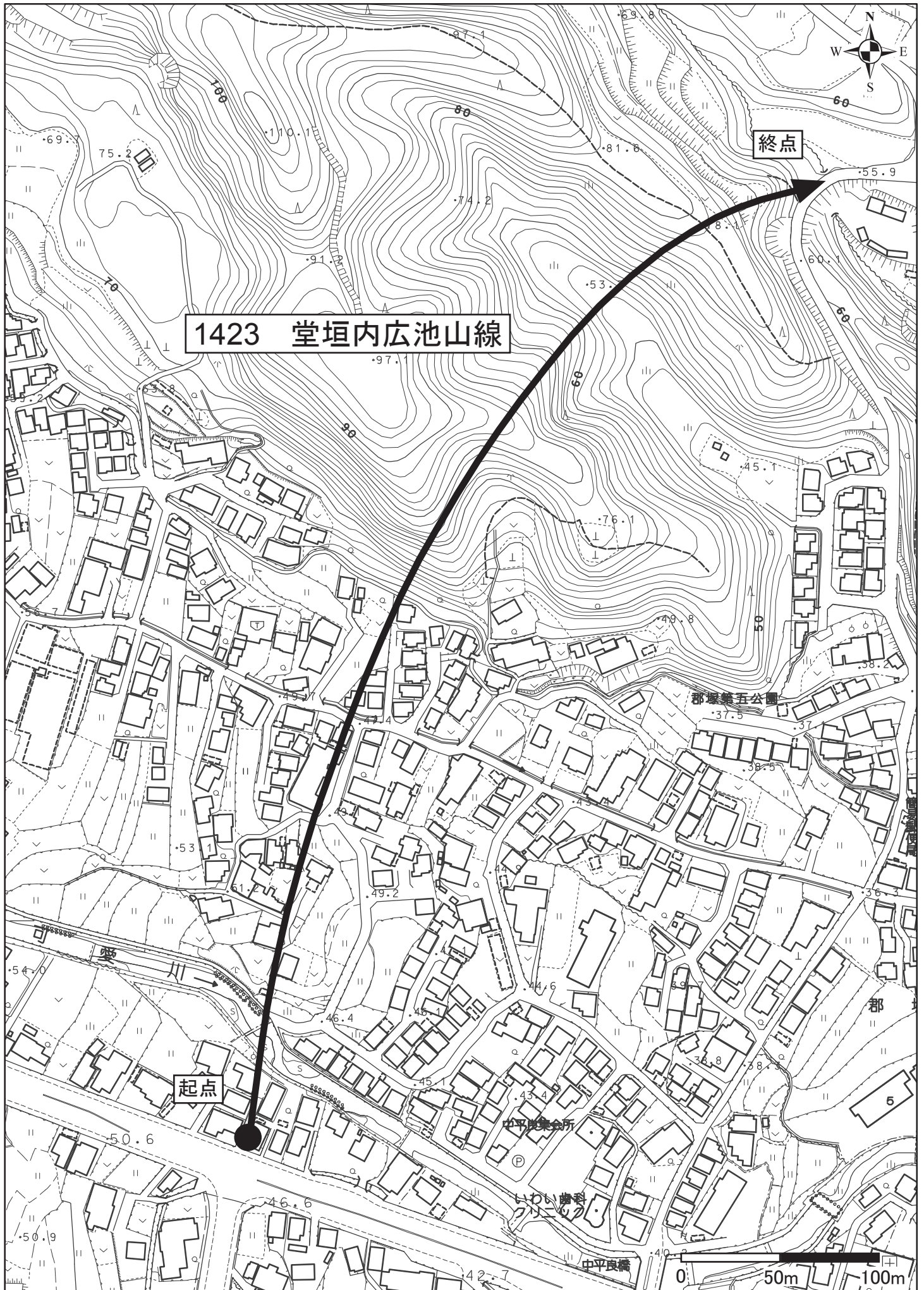
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

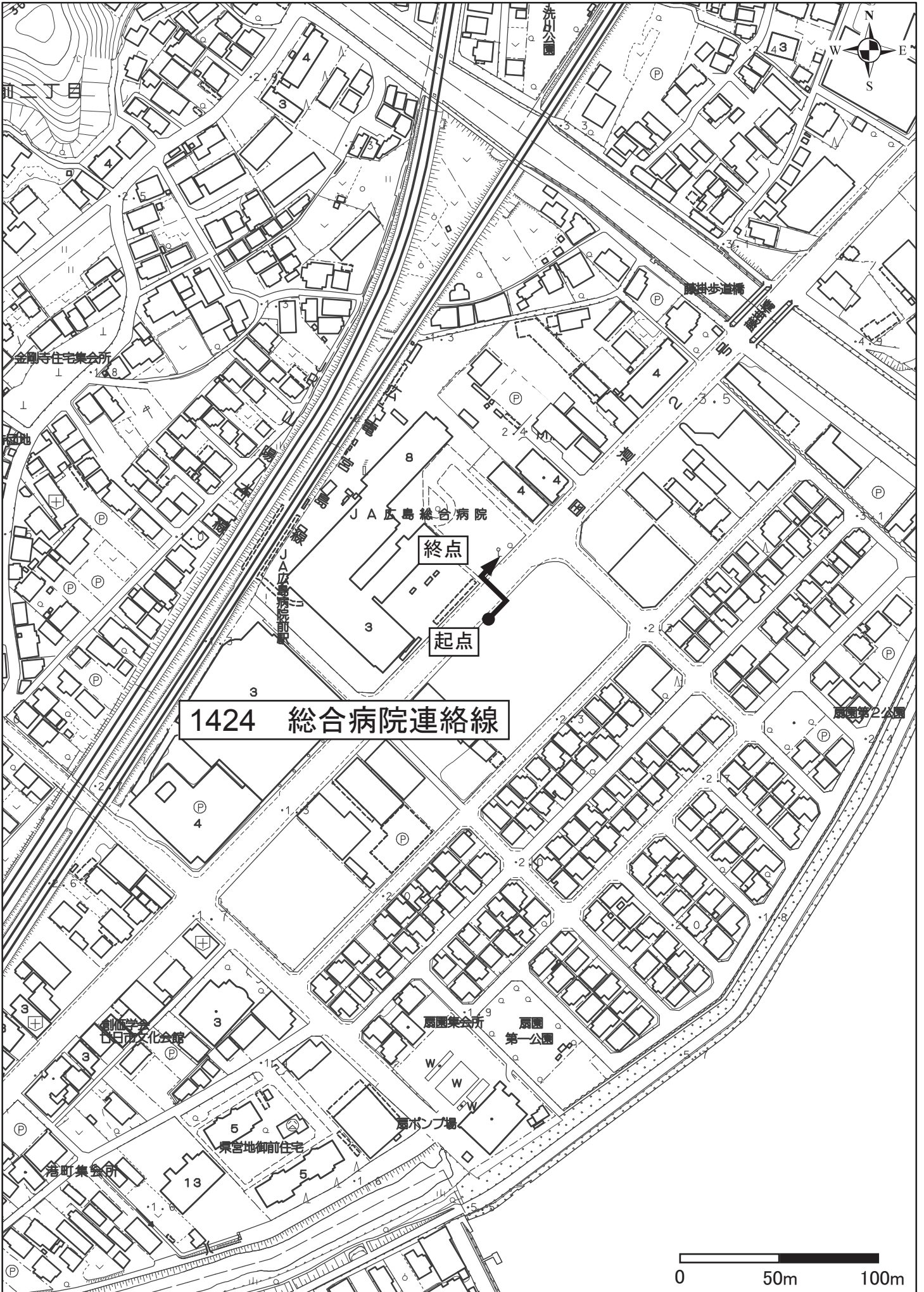
認定路線図 1



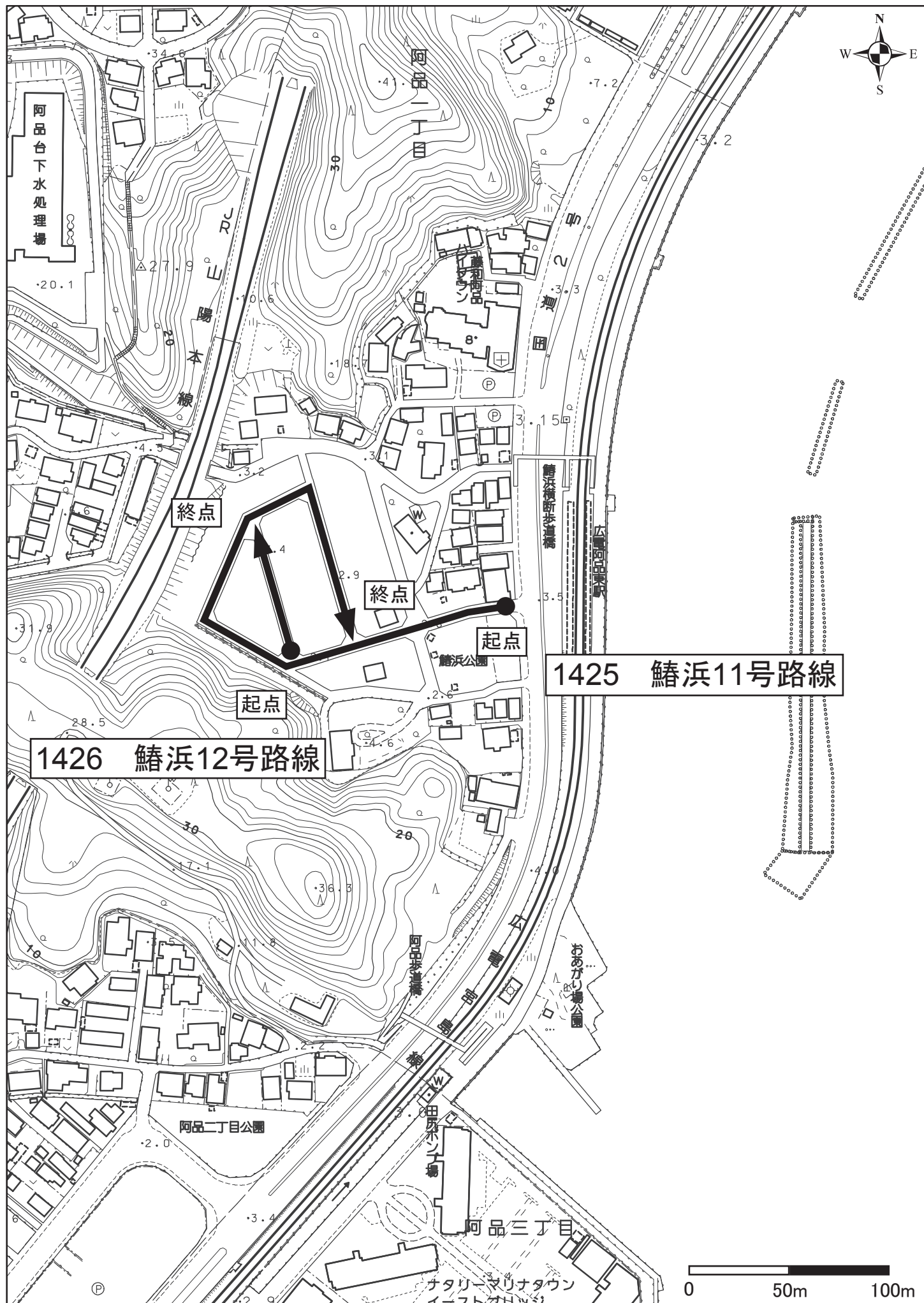
認定路線図 2



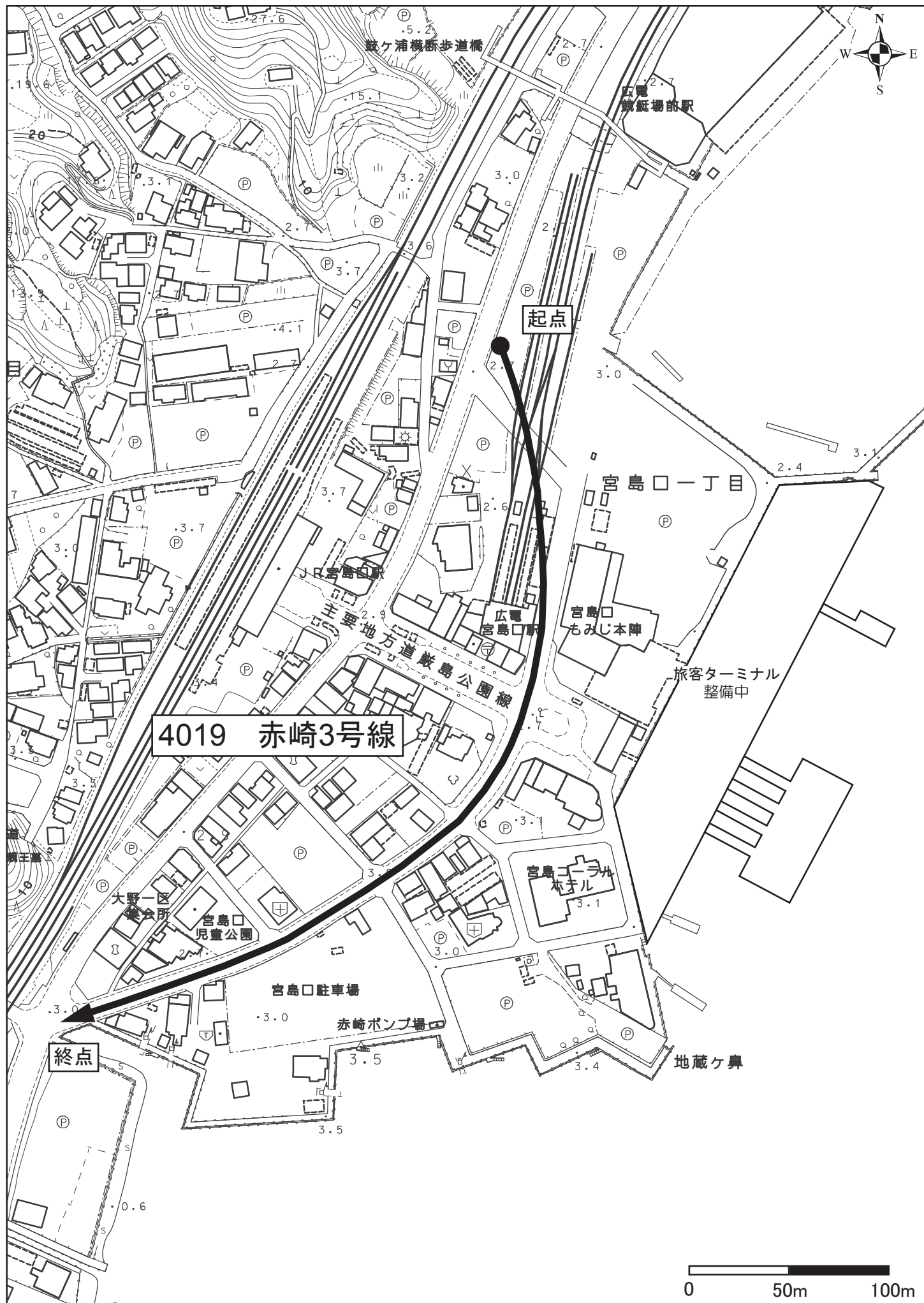
認定路線図 3



認定路線図 4



認定路線図 5



認定路線図 6



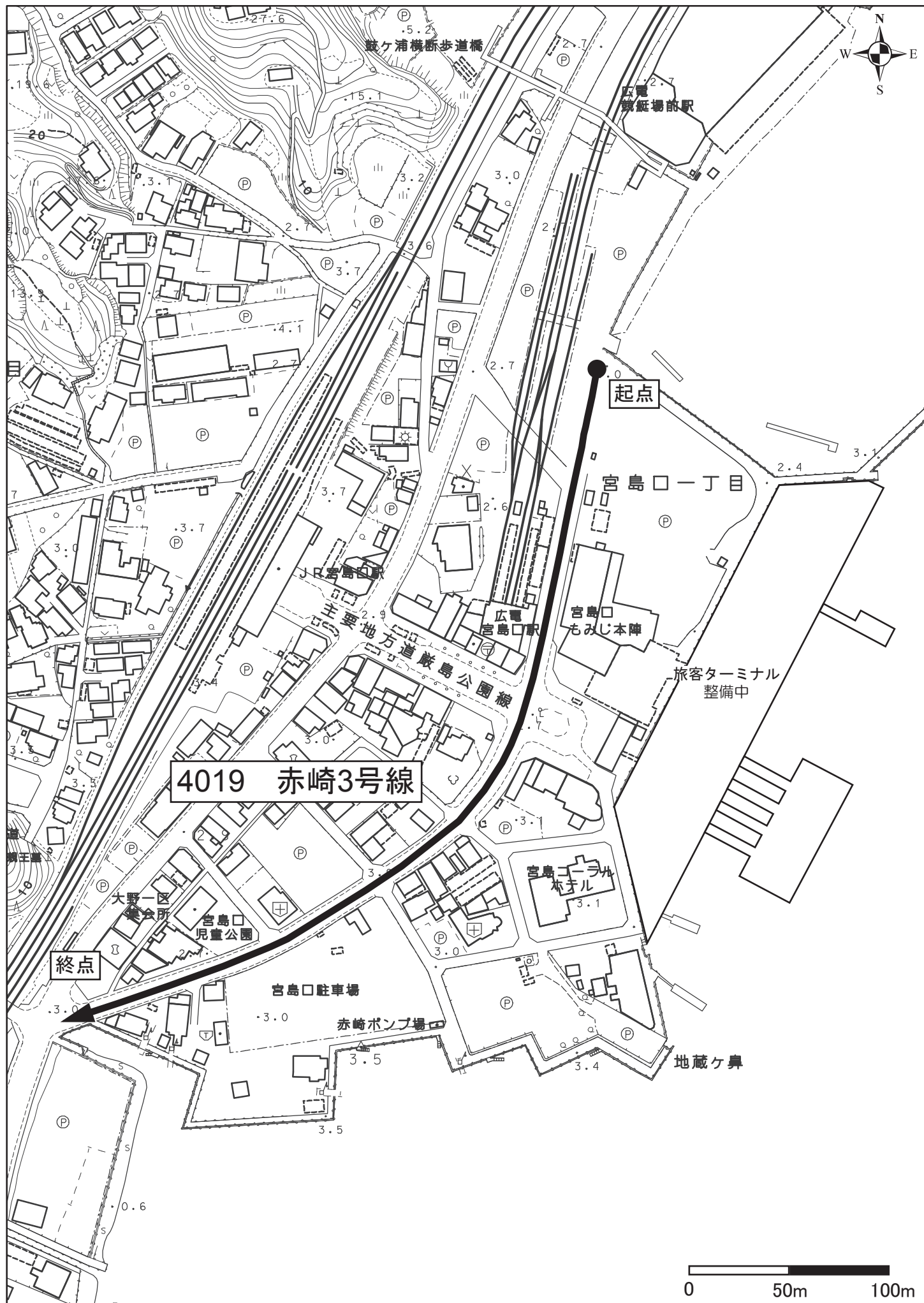
認定路線図 7



認定路線図 8



廃止路線図 2



(議案第 4 0 号)

損害賠償の額を定めることについて

(教 育 委 員 会)

1 提案の理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、家屋に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 8, 1 4 3, 6 4 0 円

(2) 債 権 者 広島市西区楠木町二丁目 1 0 番 1 4 - 7 0 3 号

倉本商事有限会社

代表取締役 倉 本 知 明

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 4 1 号)

工事請負契約の締結について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

廿日市市本町 2 番 1 3 号外 2 3 箇所において施工する廿日市市立小中学校空調設備整備事業の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 空調設備整備工事

普通教室、特別教室、学校給食調理室等

小学校 1 4 校

中学校 7 校

小中一貫校 3 校

(2) 請負金額 1, 1 3 6, 1 6 0, 0 0 0 円 (工事請負に係る額)

契約金額	1, 4 2 8, 8 4 0, 0 0 0 円
内訳	
設計費	4 8, 0 6 5, 4 0 0 円
施工費	1, 1 3 6, 1 6 0, 0 0 0 円
維持管理費	2 4 4, 6 1 4, 6 0 0 円

(3) 請 負 者 代表企業 廿日市市串戸四丁目 2 番 9 号

株式会社 中電工廿日市営業所

所長 原 田 暁 宜

構成企業 広島市中区袋町 5 番 2 5 号

株式会社 日立建設設計中国事務所

所長 野 中 健 司

構成企業 安芸郡府中町茂陰一丁目 2 番 1 0 号

株式会社 中国日立

代表取締役 岡 田 邦 利

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 33 年 3 月 31 日まで

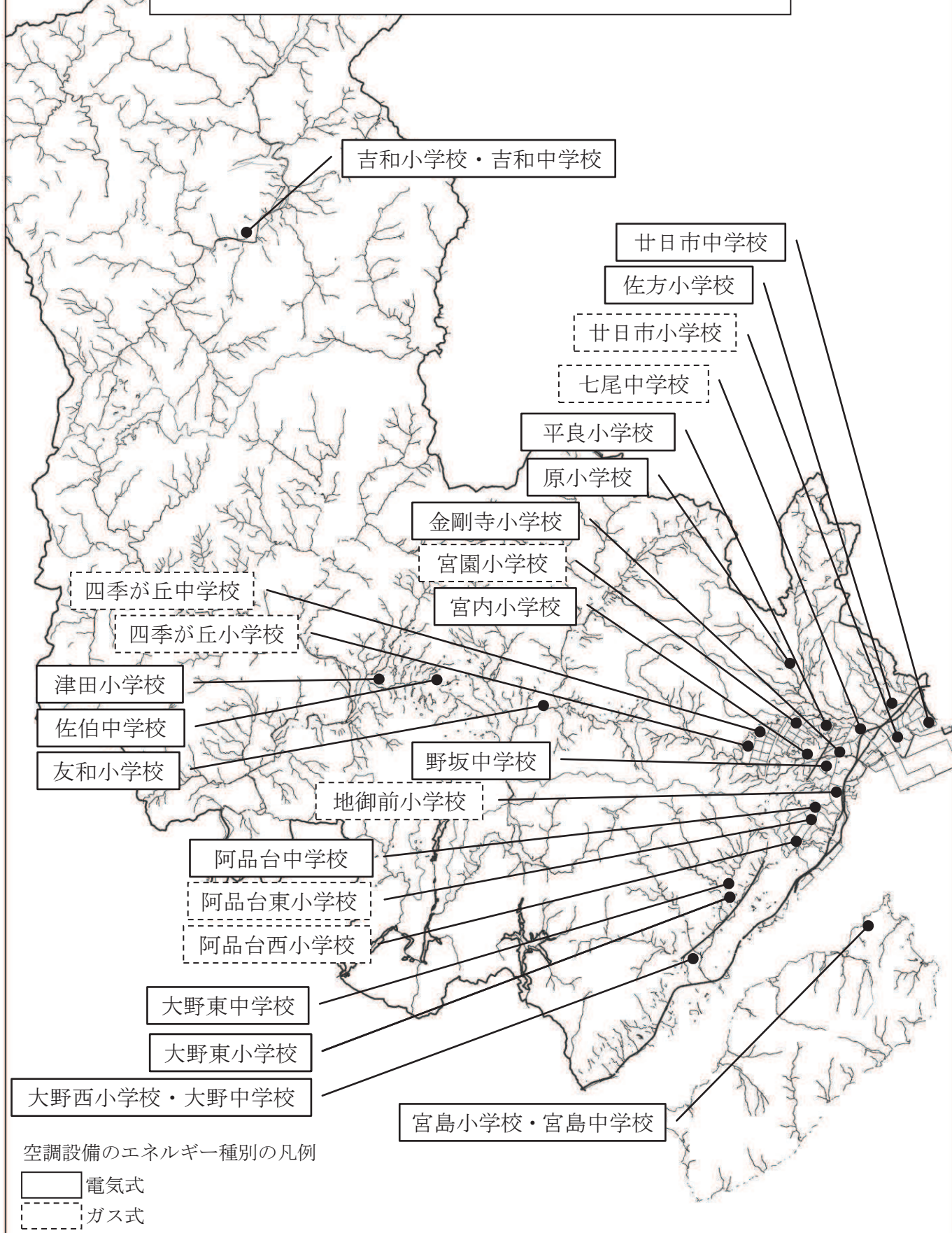
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

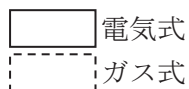
第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。



廿日市市立小中学校空調設備整備事業 整備箇所図



空調設備のエネルギー種別の凡例



1,400 700 0 1,400 メートル

廿日市市立小中学校空調設備整備事業 設置一覧表

区分	学校名	普通教室 (特別支援教室を含む)	特別教室	その他	合計
小学校	廿日市小学校	28	1		29
	平良小学校	22			22
	原小学校	6	1		7
	宮内小学校	21	1		22
	地御前小学校	17	1		18
	佐方小学校	22			22
	阿品台東小学校	16	2		18
	阿品台西小学校	20	1		21
	金剛寺小学校	10	2		12
	宮園小学校	9	2		11
	四季が丘小学校	15	2		17
	大野東小学校	29	1		30
	大野西小学校	21			21
	友和小学校	10	2	4	16
	津田小学校	9	3	4	16
	吉和小学校	6	1	3	10
	宮島小学校	7	1		8
小計		268	21	11	300
中学校	廿日市中学校	18	1		19
	七尾中学校	14	1		15
	阿品台中学校	14	4	5	23
	野坂中学校	16	2		18
	四季が丘中学校	11			11
	大野中学校	9			9
	大野東中学校	14	1		15
	佐伯中学校	9	2	4	15
	吉和中学校	2			2
	宮島中学校	4			4
小計		111	11	9	131
合計		379	32	20	431

その他：管理諸室（職員室、校長室、保健室など）及び給食調理室など

(議案第 4 2 号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 水中誠三委員は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

水 中 誠 三 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

青 木 晴 美

2 根拠法令

地方公務員法

第 9 条の 2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第 4 3 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山下芳樹委員は、平成 3 1 年 3 月 1 0 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

片 嶋 学 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

松 本 良 子

岡 本 美紀子

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

- (1) 兒玉宣明委員、前田幸子委員、正留律雄委員及び増田育委員は、平成31年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

兒 玉 宣 明 (再任)

前 田 幸 子 (再任)

正 留 律 雄 (再任)

増 田 育 (再任)

- (3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。